

2022年12月16日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区日本橋三丁目1番8号  
スタートプロシード投資法人  
代表者名 執行役員 平出和也  
(コード番号:8979)  
資産運用会社名  
スタートアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役 平出和也  
問合せ先 管理部長 浜口英樹  
TEL. 03-6202-0856

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会におきまして、規約変更及び役員選任について、2023年1月20日に開催予定の本投資法人の第10回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約変更及び役員選任は、第10回投資主総会における各議案の承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約一部変更の内容と理由について

##### (1) 第10条関係

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。)が2022年9月1日に施行され、同日付で本投資法人規約において投資主総会参考資料等の電子提供措置を取る旨の規定を設ける変更がなされたものとみなされていることに伴い、以下のとおり規定を新設するものです。

- ① 投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨の規定を設けるものです。
- ② 書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

##### (2) 第26条関係

上記の変更に伴い、現行規約の定義語の定義位置を調整するものです。

##### (3) 第34条関係

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。)の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです。

##### (4) 第35条関係

本投資法人は、更なる投資主還元の見地から、今後、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う(但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、本投資法人の保有資産の状況及び財務の状況等を勘案しこれを行わない場合もあります。)方針とするため、金銭の分配方針に必要な変更を行うものです。

##### (5) 第43条関係

資産運用会社に対する報酬と投資主利益との連動性をより高めることを目的として、以下のとおり変更を行うものです。

- ① 資産運用会社に対する運用報酬Ⅰについて、報酬料率を一部変更のうえ上限の定めを廃止し、定率とするものです。

- ② 資産運用会社に対する運用報酬Ⅱについて、投資主利益との連動性をさらに高めるために算定式を変更するものです。
- ③ 資産運用会社に対する取得報酬及び譲渡報酬について、報酬料率を変更のうえ上限の定めを廃止し、定率にするとともに、譲渡報酬については、譲渡益に連動する報酬とするものです。
- ④ 本投資法人が他の投資法人との合併を行った場合において、資産運用会社が遂行する当該合併に関する業務の対価として合併報酬を導入するものです。

## 2. 役員選任について

執行役員平出和也、監督役員野村茂樹及び監督役員松下素久が2023年1月31日をもって任期満了となりますので、2023年2月1日付で執行役員1名(平出和也)及び監督役員2名(野村茂樹及び松下素久)を選任することについて、議案を提出するものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名(時武洋平)を選任することについて、議案を提出するものです。

(役員選任の詳細につきましては、別紙「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

## 3. 日程

2022年12月16日 第10回投資主総会提出議案の役員会承認

2022年12月26日 第10回投資主総会招集ご通知発送(予定)

2023年1月20日 第10回投資主総会開催(予定)

以上

### 【添付資料】

第10回投資主総会招集ご通知

※ 本投資法人のホームページアドレス: <https://www.sp-inv.co.jp>

(証券コード 8979)  
2022年12月26日

## 投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目1番8号  
スターツプロシード投資法人  
執行役員 平 出 和 也

### 第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2023年1月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、現行規約同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

#### 第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、（i）以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、（ii）以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しく

は本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- (6) 上記各号に類すると合理的に判断される議案

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

敬 具

### 記

- 1. 日 時： 2023年1月20日（金曜日） 午前10時
- 2. 場 所： 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階  
ベルサール八重洲 ROOM 4+5  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項：

#### 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件

以上

- ~~~~~
- (お願い) ◎本投資主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施させていただきます。詳しくは後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証明する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
  - ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるスターツアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染拡大防止にできる限り努めるため、開催を見送ることといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.sp-inv.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎今後の状況によっては、本投資主総会の運営に変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合は、本投資法人のホームページ (<https://www.sp-inv.co.jp>) に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.sp-inv.co.jp>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面による議決権の行使をお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、十分な数のお席を確保できない場合がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、補欠役員候補者及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に発熱があると認められる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社であるスターツアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしましたのでご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2022年10月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のホームページ (<https://www.sp-inv.co.jp>) にてご覧いただくことができます。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 第10条関係

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定（これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行され、同日付で本投資法人規約において投資主総会参考資料等の電子提供措置を取る旨の規定を設ける変更がなされたものとみなされていることに伴い、以下のとおり規定を新設するものです。

①投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨の規定を設けるものです。

②書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

##### (2) 第26条関係

上記の変更に伴い、現行規約の定義語の定義位置を調整するものです。

##### (3) 第34条関係

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです。

##### (4) 第35条関係

本投資法人は、更なる投資主還元の観点から、今後、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う（但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、本投資法人の保有資産の状況及び財務の状況等を勘案しこれを行わない場合もあります。）方針とするため、金銭の分配方針に必要な変更を行うものです。

##### (5) 第43条関係

資産運用会社に対する報酬と投資主利益との連動性をより高めることを目的として、以下のとおり変更を行うものです。

①資産運用会社に対する運用報酬Ⅰについて、報酬料率を一部変更のうえ上限の定めを廃止し、定率とするものです。

②資産運用会社に対する運用報酬Ⅱについて、投資主利益との連動性をさらに高めるために算定式を変更するものです。

③資産運用会社に対する取得報酬及び譲渡報酬について、報酬料率を変更のうえ上限の定めを廃止し、定率にするとともに、譲渡報酬については、譲渡益に連動する報酬とするものです。

④本投資法人が他の投資法人との合併を行った場合において、資産運用会社が遂行する当該合併に関する業務の対価として合併報酬を導入するものです。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第10条（開催及び招集） 1.～5. （記載省略） （新設）  （新設）</p> <p>第26条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）第105条第1号へに定める不動産等資産をいう。）に投資して運用を行うものとする。</p>	<p>第10条（開催及び招集） 1.～5. （現行のとおり） 6.本投資法人は、<u>投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 7.本投資法人は、<u>電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含み、以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第26条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として不動産等資産（<u>投信法施行規則第105条第1号へに定める不動産等資産をいう。</u>）に投資して運用を行うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.本投資法人の資産の評価方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4)有価証券（不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を含む。）</p> <p>a.金融商品取引所に上場されている有価証券</p> <p><u>金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>b.上記以外の有価証券</p> <p><u>当該有価証券の市場価格がある場合には市場価格に基づく価額を用い、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。但し、優先出資証券については、市場価格及び合理的に算定された価額がない場合には取得原価で評価する。</u></p> <p>(5)デリバティブ取引に係る権利</p> <p>a.金融商品取引所の相場のあるもの</p> <p><u>当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>b.金融商品取引所の相場のないもの</p> <p><u>市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られる場合には、その価額により評価する。また、公正な評価額を算定することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により、ヘッジ</u></p>	<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.本投資法人の資産の評価方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4)有価証券（不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を含む。）</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類される場合には、取得原価により評価し、その他有価証券に分類される場合には、時価により評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価により評価する。</u></p> <p>(5)デリバティブ取引に係る権利</p> <p><u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価により評価する。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(6)～(7) (記載省略)</p> <p>2.～3. (記載省略)</p> <p>第35条 (金銭の分配)</p> <p>本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、第2号に定める分配金額に、法令等（投資信託協会の定める規則等を含む。）の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>(6)～(7) (現行のとおり)</p> <p>2.～3. (現行のとおり)</p> <p>第35条 (金銭の分配)</p> <p>本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、第2号に定める分配金額に、法令等（投資信託協会の定める規則等を含む。）の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。<u>なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超えた金銭の分配を行う方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、運用資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を勘案し、本投資法人が不適切と判断した場合には、利益を超えた金銭の分配は行わない。</u></p> <p>(5) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約		変 更 案	
<p>第43条（資産運用会社に対する報酬額並びにその支払時期及び方法）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。なお、上限料率が定められている報酬については、本投資法人の役員会の承認を経た上で決定した料率によるものとする。</p>		<p>第43条（資産運用会社に対する報酬額並びにその支払時期及び方法）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬並びに合併報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。なお、上限料率が定められている報酬については、本投資法人の役員会の承認を経た上で決定した料率によるものとする。</p>	
報酬の種類	計算方法と支払時期	報酬の種類	計算方法と支払時期
運用報酬 I	<p>運用報酬 I は、以下の算定式に従って算出される金額を、7月末日、10月末日、1月末日及び4月末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>運用報酬 I</p> $= \text{報酬算定基礎資産額} \times \text{運用報酬 I 料率} \times \text{当該四半期の日数} / 365$ <p>(1円未満切捨)</p> <p>報酬算定基礎資産額</p> $= a + b - c$ <p>a. 本投資法人の当該決算期間の直前の決算期間に係る決算期（以下「基準決算日」という。）における貸借対照表上の総資産額</p>	<p>運用報酬 I は、以下の算定式に従って算出される金額を、7月末日、10月末日、1月末日及び4月末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>運用報酬 I</p> $= \text{報酬算定基礎資産額} \times \text{運用報酬 I 料率} \times \text{当該四半期の日数} / 365$ <p>(1円未満切捨)</p> <p>報酬算定基礎資産額</p> $= a + b - c$ <p>a. 本投資法人の当該決算期間の直前の決算期間に係る決算期（以下「基準決算日」という。）における貸借対照表上の総資産額</p>	

現 行 規 約		変 更 案																	
報酬の種類	計算方法と支払時期	報酬の種類	計算方法と支払時期																
	<p>b. 基準決算日以降、本投資法人が取得した運用資産の累積取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く）の当該四半期の毎月末残高を平均した金額</p> <p>c. 基準決算日以降、本投資法人が売却した運用資産の累積売却価額（但し、消費税及び地方消費税並びに売却に伴う費用は除く。）の当該四半期の毎月末残高を平均した金額</p> <p>運用報酬 I 料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬算定基礎資産額</th> <th>上限料率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250億円以下の部分 に対して</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>250億円超500億円以下の部分 に対して</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>500億円超1,000億円以下の部分 に対して</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分 に対して</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>	報酬算定基礎資産額	上限料率 (%)	250億円以下の部分 に対して	0.7	250億円超500億円以下の部分 に対して	0.6	500億円超1,000億円以下の部分 に対して	0.5	1,000億円超の部分 に対して	0.4		<p>b. 基準決算日以降、本投資法人が取得した運用資産の累積取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く）の当該四半期の毎月末残高を平均した金額</p> <p>c. 基準決算日以降、本投資法人が売却した運用資産の累積売却価額（但し、消費税及び地方消費税並びに売却に伴う費用は除く。）の当該四半期の毎月末残高を平均した金額</p> <p>運用報酬 I 料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬算定基礎資産額</th> <th>料率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000億円以下の部分 に対して</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分 に対して</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>	報酬算定基礎資産額	料率 (%)	1,000億円以下の部分 に対して	0.5	1,000億円超の部分 に対して	0.4
報酬算定基礎資産額	上限料率 (%)																		
250億円以下の部分 に対して	0.7																		
250億円超500億円以下の部分 に対して	0.6																		
500億円超1,000億円以下の部分 に対して	0.5																		
1,000億円超の部分 に対して	0.4																		
報酬算定基礎資産額	料率 (%)																		
1,000億円以下の部分 に対して	0.5																		
1,000億円超の部分 に対して	0.4																		

現 行 規 約		変 更 案	
報酬の種類	計算方法と支払時期	報酬の種類	計算方法と支払時期
運用報酬Ⅱ	本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬Ⅱ控除前の税引前当期純利益金額の3.0%に相当する金額（1円未満切捨）を当該金額が確定した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。	運用報酬Ⅱ	本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬Ⅱ控除前の税引前当期純利益金額に、 <u>1口当たり当期純利益金額を乗じ、さらに0.001%を乗じた金額</u> （1円未満切捨）を当該金額が確定した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
取得報酬	不動産等の特定資産を取得した場合において、その売買代金（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に <u>0.6%</u> （但し、 <u>資産運用会社の株主及びその連結対象会社からの取得は0.55%</u> ）を上限とする料率を乗じた金額を上限として、取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末日までに支払うものとする。	取得報酬	不動産等の特定資産を取得した場合において、その売買代金（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に <u>1.0%</u> を乗じた金額を、取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
譲渡報酬	不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その売買代金（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除く。）に <u>0.6%</u> （但し、 <u>資産運用会社の株主及びその連結対象会社への譲渡は0.55%</u> ）を上限とする料率を乗じた金額を上限として、譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末日までに支払うものとする。	譲渡報酬	不動産等の特定資産を譲渡し、 <u>それによって譲渡益が発生した場合に、その譲渡益に10%を乗じた金額を、</u> 譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末日までに支払うものとする。 <u>なお、不動産等の特定資産を譲渡し、それによって譲渡損が発生した場合は、譲渡報酬は発生しない。</u>

現 行 規 約		変 更 案	
報酬の種類 (新設)	計算方法と支払時期 (新設)	報酬の種類 合併報酬	計算方法と支払時期 本投資法人が当事者となる合併において、資産運用会社が合併の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該合併の相手方が保有する不動産等の特定資産の合併の効力発生時における評価額に1.0%を乗じた金額を上限として、当該合併の効力発生日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。
	(新設)	<p>附則 第1条</p> <p>第43条に係る規約変更の効力は、2023年5月1日をもって生じるものとし、2023年5月1日以降に生じる資産運用報酬から適用するものとする。本条は、当該効力発生日の経過後、これを削除するものとする。</p>	

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員平出和也は、2023年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する2023年2月1日より2年とします。

なお、本議案は、2022年12月16日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略	歴
ひら いで かず や 平 出 和 也 (1963年11月25日)	1988年 4月	スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社
	1999年11月	スターツ証券株式会社取締役就任
	2001年11月	スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）取締役就任
	2004年 6月	同社代表取締役就任（現在に至る）
	2005年 5月	本投資法人執行役員就任（現在に至る）
	2013年 7月	株式会社スターツ総合研究所取締役（非常勤）
	2022年 2月	同社代表取締役就任（現在に至る）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。2004年12月20日付で、当時の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員の再任

が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める定員を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2023年2月1日より2年とします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2022年12月16日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 歴
とき たけ よう へい 時 武 洋 平 (1972年 6月 5日)	1996年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社
	2005年 9月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）出向
	2005年11月 同社入社
	2010年10月 同社不動産コンサルティング部長就任
	2013年 7月 同社取締役不動産コンサルティング部長就任
	2016年 2月 同社取締役不動産コンサルティング部長兼ファンド運営事業部長就任（現在に至る）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の取締役不動産コンサルティング部長兼ファンド運営事業部長を兼務しております。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員野村茂樹及び松下素久の両名は、2023年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する2023年2月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	野村茂樹 (1953年 6月10日)	1983年 4月 弁護士登録 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所）入所 （現在に至る） 1991年 3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事就任（現在 に至る） 2005年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 2013年 4月 社会福祉法人日本盲人福祉委員会理事就任 2017年 6月 同社会福祉法人評議員就任（現在に至る） 公益財団法人藤原ナチュラルヒストリー振興財 団理事長就任（現在に至る）
2	松下素久 (1948年 3月24日)	1971年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1980年 1月 松下明公認会計士事務所入所 1981年 3月 公認会計士登録 1985年11月 松下公認会計士事務所開設（現在に至る） 2005年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 2007年 5月 社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー 協会（現公益社団法人生命保険ファイナンシ ャルアドバイザー協会）監事就任 2013年 5月 同協会理事就任 2014年 6月 共立信用組合理事就任 日産センチュリー証券株式会社（現日産証券株 式会社）監査役就任 2016年 6月 共立信用組合監事就任（現在に至る） 2020年 6月 日産証券株式会社取締役（監査等委員）就任 （現在に至る）

- ・上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者松下素久は、松下公認会計士事務所の代表者です。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、両名とも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、両名とも現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契

約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

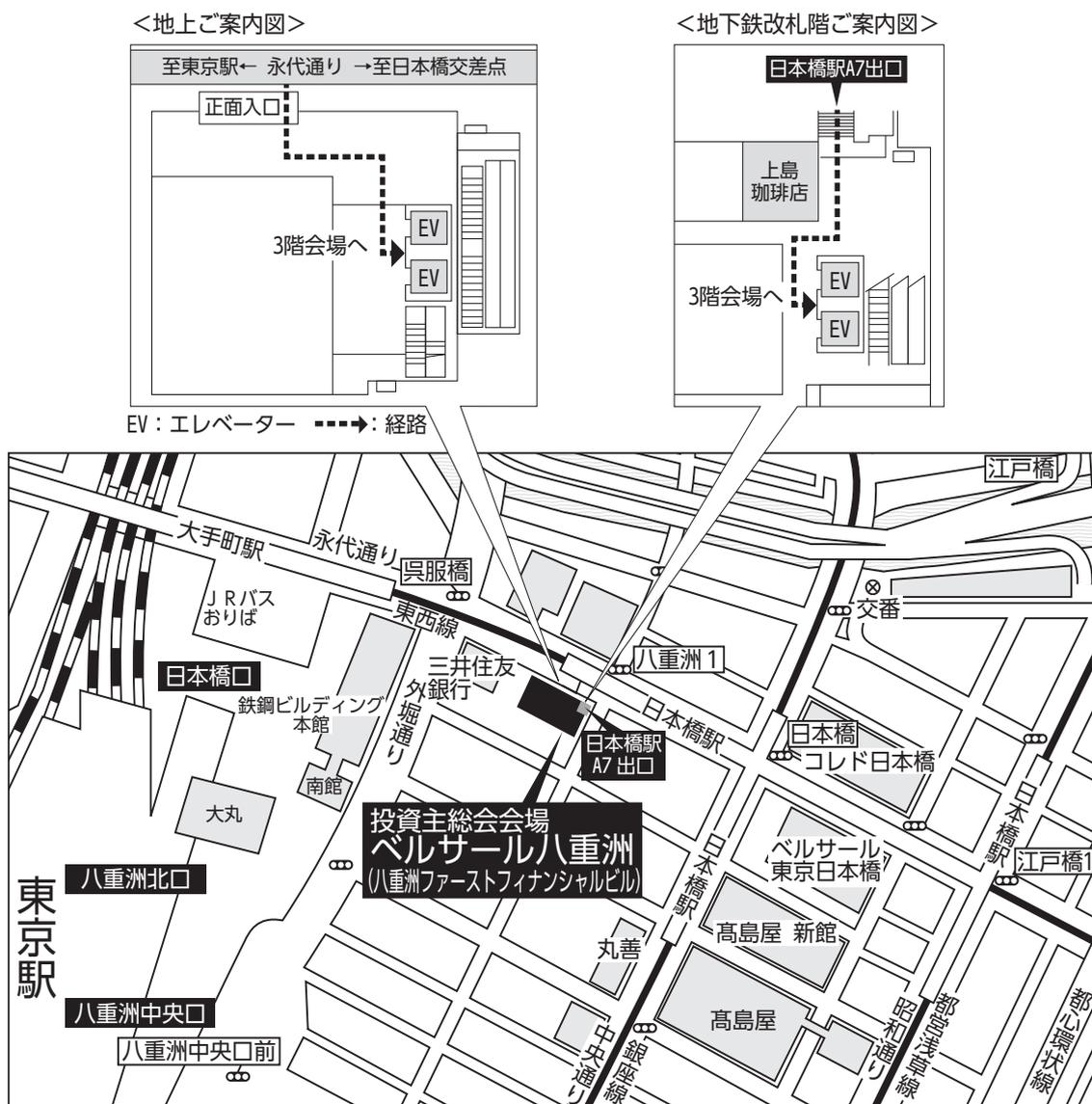
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、現行規約第14条第3項が適用される上記第2号議案乃至第4号議案の各議案につきましては2022年12月16日現在、少数投資主から同議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階  
ベルサール八重洲 ROOM 4+5  
電話 03-3548-3770



- 最寄駅 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 A7出口直結  
JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分

(ご注意)

※上記出口の誘導板ご案内は午前9時から総会終了までとなります。  
※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。

近隣には、「ベルサール八重洲」のほか「ベルサール東京日本橋」がございましたので、お間違えのないようご注意ください。